

育児等支援サービス費用助成事業

妊産婦さんが育児等支援サービス（ファミリーサポート事業※）を利用した場合の費用の一部を助成します。

対象となる方

- ★ 妊婦及び産婦さん（産後1年未満の方）
※ファミリーサポート事業の利用、申請請求時いずれにおいても桜川市民であること



助成内容

- ★ ファミリーサポート（家事・育児）の援助活動の全て



助成費用

- ★ ファミリーサポート事業1回の利用あたり9,100円を上限とし、月4回まで通算24回を助成

助成金の申請方法

- ★ サービスを利用した月の翌月末までに、下記の書類を健康推進課窓口に提出
 - ① 桜川市育児等支援サービス費用助成事業申請書兼請求書
 - ② ファミリーサポート事業援助活動報告書のコピー
 - ③ 母子健康手帳
 - ④ 申請者の振り込み先の口座番号が記載された通帳
 - ⑤ 印鑑（シャチハタ不可）



※ ファミリーサポート事業とは？

子育てを地域で相互援助するお手伝いをする事業です。
育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、サポート・センターが仲介して育児の援助活動を行います。
詳しくは、桜川市社会福祉協議会（TEL0296-76-1357）にお問い合わせください。

【お問い合わせ・申請書の提出先】

〒309-1211 桜川市岩瀬64-2 桜川市役所 健康推進課
TEL 0296-75-3159（直通）

